

# 司法機関組織運営規則

## 第1節 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、定款第 9 章 第 50 条 に基づき、司法機関の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

## 第 2 節 規律・フェアプレー委員会

(規律・フェアプレー委員会)

第 2 条 規律・フェアプレー委員会は、本規則等に対する違反行為のうち、競技及び競技会、サッカー関連活動に関するものについて調査、審議し、懲罰を決定するとともにマッチコミッショナーの統括、ウェルフェアオフィサーと連携したフェアプレーの啓発活動を行う。

(規律・フェアプレー委員会の組織及び委員)

第 3 条 規律・フェアプレー委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。

- 2 委員長及び委員は、サッカーに関する経験と知識又は学識経験を有する者で 公正な判断をすることができる者とする。
- 3 委員長及び委員は、理事会の決議によって選任する
- 4 委員は原則として それぞれの委員会、加盟地区サッカー協会を代表する者とし、それぞれの委員会、地区サッカー協会によって選任される。

(規律・フェアプレー委員会の委員の任期)

第 4 条 規律・フェアプレー委員会の委員長及び委員の任期は、選任後 2 年に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終了までとし、再任を妨げない。

- 2 増員又は前任者の任期満了前に選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(守秘義務)

第 5 条 規律・フェアプレー委員は、委員会等において知り得た事項について、他に漏らしてはならない。また、委員会を退任した後も同じである。

## 第 3 節 裁定委員会

(裁定委員会)

- 第 6 条 裁定委員会は本規則等に対する違反行為のうち、競技及び競技会、サッカー関連活動に関するもの以外の違反行為並びに公序良俗等に係わったものについて、調査、審議し、懲罰を決定する。
- 2 前項にかかわらず、本規則等に対する違反行為のうち、ドーピング禁止に関する違反行為に対する懲罰については、日本アンチ・ドーピング規律パネルが決定する。

(裁定委員会の組織及び委員)

- 第 7 条 裁定委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。
- 2 委員長は法律家(弁護士、検察官、裁判官、法律学の教授・准教授またはそれに準ずる者)でなければならない。
  - 3 委員は、サッカーに関する経験と知識または学識経験を有する者で、公正な判断をすることができる者とする。
  - 4 委員長及び委員は理事会の決議によって選任する。
  - 5 委員長及び委員は本協会の理事、監事、職員又は部会長もしくは委員長を兼ねることができない。
  - 6 委員長及び委員は非常勤とする。

(裁定委員会の委員の任期)

- 第 8 条 裁定委員会の委員長及び委員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 増増員又は前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
  - 3 委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(裁定委員会の招集・議長)

- 第 9 条 裁定委員会は委員長が招集し、その議長となる。
- 2 裁定委員会は、全員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
  - 3 裁定委員会の議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは委員長の決するところによる。
  - 4 委員長に事故あるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。

#### 第 4 節 司法機関に関するその他の事項

(決定の独立性)

- 第 10 条 本協会の司法機関は、協会の役員、理事会、その他あらゆる個人及び団体からの干渉を受けることなしに、それらから独立して、懲罰に関する決定を単独で行うことができる。
- 2 各司法機関の間に管轄に関して争いのある事案が生じた場合、本協会の専務理事がこれを

決定する。

(事務局)

第 11 条 司法機関の事務を処理させるため、各委員会に事務局を置く。

(理事会等への報告)

第 12 条 本協会の司法機関は、決定事項及びその理由について、理事会に報告することができる。

## 第 5 節 懲罰

(懲罰権)

第 13 条 本協会の規律・フェアプレー委員会及び裁定委員会は、加盟団体、加盟チーム及び選手等に対し、懲罰規程及びこれに付随する諸規程に従い、懲罰を科することができる。

ただし、Jリーグにおける懲罰問題のうち、競技及び競技会に関する者以外の違反行為については、それぞれのリーグが懲罰権を有し、規約並びにこれに付随する諸規定の定めるところにより懲罰を科すものとする。

2 違反行為が発生した時点において本協会に加盟している加盟団体、加盟チーム並びに登録している選手等については、その後本協会を脱退し、または登録を抹消した場合においても、本協会の規律・フェアプレー委員会及び裁定委員会は懲罰を科することができる。

3 本協会は決定した全ての懲罰を記録しなければならず、JFAの要請があればそれを報告しなければならない。

4 公益財団法人日本サッカー協会(以下 JFA とする)の懲罰規程第 3 条第 2 項に該当する懲罰を科す場合には、本協会に決定権はなく JFA が懲罰を決定・適用するものとする。

(不服申立)

第 14 条 不服申立は、本協会の規律・フェアプレー委員会、裁定委員会において決定された懲罰に関して、JFA の懲罰規定第 36 条に該当する場合には JFA に不服申し立てを行うことができるものとする。

## 第 6 節 附則

(改正)

第 15 条 本規則の改正は、理事会の決議を経てこれを行う。

(施行)

第 16 条 本規則は 2026 年 4 月 1 日から施行する。